

若江俊二局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆さん、おはようございます。ただいまから、第169回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、議案審議の関係上、推進委員にも御出席いただいておりますので、どうかよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されております。したがって、法律第27条第3項の規定によりまして本総会は成立いたしておりますことを、まず御報告申し上げます。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人でありますけれども、湯山地区の山下委員と、和気地区の小笠原委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号、11件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第18条第6項解約通知専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は農地法第3条許可により平成26年8月8日に賃借権設定された農地でございますが、本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。</p> <p>離作補償は、ないとしております。以上でございます。</p>
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいま、議案第1号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

<p>渡部泰明会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年3月26日～平成30年4月25日に専決処理した案件は9件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら9件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地8件、3,965平米、商工業用地1件、180平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

藤久壽基次長	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年3月26日～平成30年4月25日に専決処理した案件は41件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら41件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地35件、2万274平米、商工業用地6件、6,128平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、同時申請している3条許可により、新たな借り手に賃借するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>2番、本件は、基盤強化促進法により平成25年8月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、新たに賃貸するとしております。離作補償はないとしております。</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>3番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第4号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部 純三 主幹</p>	<p>誠に申し訳ございませんが、議案を審議いただく前に、議案の訂正が8カ所ございましたので、別紙でお綴じしております議案の方で進めさせていただけたらと思います。</p> <p>今回、使用貸借権、及び賃借権の設定の案件でございますが、その貸借期間の記載漏れがございました。その他、申請人、申請地等の変更はございません。</p> <p>誠に申し訳ございませんが、こちらの議案とお手元の調査基準を見ながら審査の方、お願いできたらと思います。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、譲受人は、農地約176アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p>

2番、3番は、譲渡人が同一でございますので、あわせて御説明いたします。  
譲渡人は、農地約77アールを耕作する農業者でございますが、2番につきましては、同居している兼業の長男が、父親より申請地を借り受け、農業に精進するとしております。

なお、申請地の一部に、転用許可を得なくてよい部分がございます。その部分を除いた面積での許可となります。

3番は、孫が祖父より申請地を借り受け、新たに新規農業を始めるものでございます。

なお、3番は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

4番、5番は、譲受人が同一人でございますので、あわせて御説明いたします。  
譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

6番、譲受人は、農地約83アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は、農地約218アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、10番は、譲受人が同一人でございますので、あわせて御説明いたします。  
譲受人は、新規農業者でございます。

8番は、自宅に近い申請地を借り受け、10番で取得し、新たに農農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

9番、譲受人は、農地約110アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の安定及び規模拡大を図るものでございます。

11番、譲受人は、農地約422アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12番、譲受人は、農地約212アールを耕作する農業者でございます。この度、自

宅に近く、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13番、14番は、譲受人が同一人でございますので、あわせて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地の取得、及び、父親より贈与を受け、農業に精進するものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

15番、譲受人は、農地約48アールを耕作する農業者でございます。この度、借入地を取得し、農業経営の安定を図るものでございます。

16番、17番は、譲受人が同一人でございますので、あわせて御説明いたします。

譲受人は、農地約17アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近い申請地を借り受け、及び、取得し、農業に精進するとしております。

なお、本件は、許可後の経営面積が30アールを超える案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

18番、譲受人は、農地約398アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

19番、20番は、譲受人は、譲受人が同一人でございますので、あわせて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

21番、譲受人は、平成29年10月5日に設立された株式会社で、新規農業となる案件でございます。申請地を使用貸借権により借り受け、新規に農業参入するとしております。

なお、本件は、一般の法人が農業分野へ参入するものであり、解除条件付きで許可となる案件でございます。また、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

以上でございます。

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。まず、3番は新規農業の案件であります。所在地、住所地共に久米地区ですので田中委員からお願いします。</p>
田中正人委員	<p>それでは、御説明いたします。先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、現在久米地区に住んでおります。今般、久米地区の農地を借り、借りてというのは祖父からですが、新規就農をしたいということであります。</p> <p>実は一家でありまして、もう既にこのような形態で百姓をずっと続けておった、ということであります。</p> <p>今回、経営の形をはっきりしようというために使用貸借権をつけたのではないかと思います。若い人で農業に対する意欲も十分あり、周囲の方々の力も借りながら真剣に農業に取り組むことがよく見えましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、4番と5番ですけれども、これも新規農業の併用案件であります。所在地、住所地共に久谷地区でありますので、池田委員からお願いいたします。</p>
池田友邦委員	<p>はい、それでは、説明させていただきます。譲受人は、会社勤めの傍ら、親族の農作業を手伝っておりましたが、今般、新たに農地を借り受け、農業に精進したいと申請に及んだものです。</p> <p>農作業の経験も十分ありまして、引き続いて地域の農業者と連携を図るとのことであり、農業に対する意欲も十分見受けられることから、地元としては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願ひします。</p>

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次ですけれども、8番と10番、これも新規農業の併用案件であります。まず、8番の所在地は久枝地区でありますので、渡部推進委員からお願いいたします。</p>
渡部孝志委員	<p>それでは、御説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、現在潮見地区にお住まいで、今般、久枝地区の農地を借り受け、また、潮見地区の農地を取得し、新規就農を考えております。</p> <p>農業に対する意欲も十分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。次に、10番ですけれども、所在地、住所地共に潮見地区でありますので、寺井委員からお願いいたします。</p>
寺井克之委員	<p>はい、説明をいたします。譲受人は、現在、潮見地区にお住まいで、久枝地区の農地を借り受け、潮見地区の農地を取得し、新規農業をお考えです。</p> <p>農業に対する意欲を十分に感じられましたので、本件は了承といたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。次に13番、14番、これも新規農業の併用案件となっております。まず、所在地が浅海地区でありますので、西垣委員からお願いいたします。</p>
西垣政美委員	<p>はい、それでは御説明申し上げます。先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、現在、堀江地区にお住まいで、今般、浅海地区の農地を取得し、新規農業を考えております。</p>



	<p>農業に対する意欲も十分に見受けられ、周囲の方々の力も借りながら真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。次に住所地が堀江地区でありますので、松下委員から願います。</p>
松下 長生 委員	<p>はい、御報告申し上げます。いま、西垣委員から御説明があったとおりなのですが、こちらの方で本人から受けた感触も非常に良くありますし、家族からの相続とのことでもありますし、また水稻もしくは畑作を営むとのことでありました。</p> <p>周辺との関係等も、農薬の関係等も、水の問題等も、周辺の方々とよく話をしているとのことですので、何の問題もなく堀江地区ではオッケーをした次第でございます。なお、本会での御審議をよろしく願います。以上です。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。次になりますけれども、16番と17番、これは30アール超えとなる案件で、併用案件です。まず、所在地、住所地共に正岡地区でありますので、中原委員から願います。</p>
中原 久寿 委員	<p>それでは御説明いたします。事務局から説明がありましたように、申請人は約18アールを耕作する農業者でございます。このたび、農地を売買、及び使用貸借により取得し、経営の規模拡大を図るとして申請に及びました。</p> <p>農業経験も十分あり、耕作意欲も十分感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしく願います。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。次に19番と20番であります。これも、新規農業の併用案件であります。まず、所在地が河野地区でありますので、中川委員から</p>

中川 均 委員	<p>お願いいたします。</p> <p>はい、先ほど事務局の方から説明がありましたとように、申請人は、潮見地区に居住されておりますけれども、このたび河野地区の農地で新規に農業を始めたいと申請に及んだものであります。</p> <p>農作業歴4年という実績がありまして、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。次に、住所地が潮見地区でありますので、寺井委員からお願いいたします。</p>
寺井 克之 委員	<p>はい、失礼いたします。申請人は、潮見地区に居住しておりますが、河野地区で新規に農業を始めたいと申請に及びました。</p> <p>農作業歴も4年という実績がありますので、十分意欲があるとみられ、地区といたしましても了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。それでは最後になりますが、21番、新規農業の案件であります。所在地、住所地共に神和地区でありますので、中崎委員からお願いいたします。</p>
中崎 克典 委員	<p>はい、それでは御説明いたします。先ほど事務局から説明がありましており、本件譲受人は、二神に本店を構えている法人で、農業経営を開始するため、二神の農地に使用貸借権を設定するとして申請に及んだものであります。</p> <p>地元委員として内容の審査を行いました。柑橘の栽培を行うことに関し、事務</p>

	<p>内容などの要件も満たしており、地域との調和を図るとしていることから、これを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、議案第5号につきまして事務局並びに地元委員から説明がございました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件については、次の第7号議案5条許可申請8番及び9番が、同一申請人の関連事業ですので、一括して御説明いたします。</p> <p>本件申請人は、障がい者福祉事業を行う法人でございますが、この度、松山市が策定した福祉計画によって見込まれる利用者増加に対応するため、法人所在地の隣接地を5条許可申請8番で取得し、就労継続支援事業所を開設するとともに、同じく隣接する法人所有農地の4条許可申請1番及び5条許可申請9番で取得する申請地を露天駐車場として利用することにより、周辺関連事業所の慢性化した駐車場不足を解消したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、例外許可事由の土地収用法対象事業に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今年28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p>

	<p>また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど4条及び5条申請3件一括して、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。続きまして、地元委員からの補足説明をお願いいたします。所在地が久谷地区でありますので、池田委員をお願いいたします。</p>
池田友邦委員	<p>はい、先ほど事務局から説明がございましたように、譲受人は、当地域の中野町にて社会福祉施設を運営する社会福祉法人であり、今般新たに、就労継続支援事業所を設置したいとして、申請に及んだものです。</p> <p>また、関連する施設の従業員用駐車場が不足していることから、拡張したいとして申請に及んだものです。</p> <p>周辺農地に対する被害防除などもするとしており、地元としては了承したわけですが、なお、本会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員から補足説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、本件は、愛媛県許可分でありますので愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局</p>

<p>藤久壽基次長</p>	<p>から説明をお願いします。</p> <p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、特別養護老人ホーム五明苑を運営する社会福祉法人でございますが、老朽化し新耐震基準を満たしていない本施設を建替えることとなり、この度、既存施設に隣接する本申請地を取得するとともに一体利用地を併用し、新たに、鉄骨造2階建の特別養護老人ホームを建築したいとしております。</p> <p>なお、既存施設の敷地は、資材倉庫、グラウンド、各種行事の駐車場等に利用するとしております。</p> <p>なお、申請地は、都市計画区域外に位置しており、開発許可は不要でございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>2番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を祖母より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>3番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を妻の祖母より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄平井駅から概ね300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。</p> <p>4番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p>
---------------	--

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

5 番、本件受人は、事務機器及び教材の販売業を営んでおりますが、事務所の駐車スペースが手狭で支障をきたしていることから、この度、事務所及び自宅に隣接する本申請地を取得し、従業員用、事業用の露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

6 番、本件受人は、現在、両親と同居しておりますが、何かと手狭なことから、この度、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

7 番、本件受人は、土木工事を主な業務とする法人でございますが、現在賃借している資材置場が手狭なことから、契約期間の終了を契機に返還し、新たに、本申請地を取得の上、型枠、鋼管、車両等の露天資材置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

8 番、9 番は、先程、御了承いただきました 4 条許可申請 1 番の併用案件でございます。

10 番、本件受人は、両親と同居し、農地約 133 アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、本申請地を父親より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上でございます。

渡部 泰明 会長	はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、ここからは、地元委員から補足説明をお願いいたします。まず1番は、所在地が五明地区でありますので、中野推進委員、お願いいたします。
中野 泰 委員	<p>はい、先ほど事務局から説明がありましたように、本件受人は、特別養護老人ホームや保育所の運営を行っている社会福祉法人です。</p> <p>この度、特別養護老人ホーム五明苑の施設の老朽化が進み、また、耐震基準の要件も満たしていないことから、早急に建て替えを行う必要が生じ、本申請に至ったものです。</p> <p>隣接農地への被害防止もきちんとされるとのことですので、地元としては了承したわけでございますが、なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	はい、ありがとうございました。次に7番、8番、9番。これは所在地が久谷地区であります。関連がありますので、池田委員からまとめて説明をお願いいたします。
池田 友邦 委員	さっき説明したとおりでございますが。
渡部 泰明 会長	8番、9番、もういいですかね。
池田 友邦 委員	はい、もう十分言い尽くしております。
渡部 泰明 会長	はい、ありがとうございます。ただいま、議案第7号につきまして事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

松 下 長 生 委 員	ちよっとすみません。
渡 部 泰 明 会 長	はい、どうぞ。
松 下 長 生 委 員	<p>あの、異議ではないのですが、時々なんです、農家用住宅の建てた家に対しての後の管理といいますか、普通では住めない住宅でありますので、そのあたりのところの過去何年か向こうに向かったの、農家用住宅の許可した時の農業委員会で残している、もしくは建築指導課で残している農家用住宅に関しての管理がもしあれば、聞かせていただければありがたいんですが。</p> <p>意味わかりましたか。</p>
渡 部 泰 明 会 長	いまの松下委員の発言に対して何かございせんか。
松 下 長 生 委 員	<p>もう一回言いますね。農家用住宅に農業の方じゃない方がお住まいしている方が時々ですが見られます。それで、買った方からも全然建て替えがきかない、ということがあって、それで、農業委員会はもし許可したと、農地法に基づく関係で許可したと。それで建築指導課の方については開発許可ということで認めておるということですが、何か、農家用住宅に対しての管理等々については、農業委員会で結構ですが、何かされてますか。</p>
藤 久 壽 基 次 長	よろしいですか。
渡 部 泰 明 会 長	はい、事務局。



藤久壽基次長

農家用住宅を建築する場合、農地に農家用住宅を建築する場合の一連の流れをまず御説明させていただきますと、農地法4条、もしくは5条の許可を取って、農家住宅を建築いたします。

それで建築が済んで、そこで当然お住まいになるわけですが、同時に法務局で一般的には地目変更申請をされて、それで宅地という形になるわけでございます。

その時点で農地法の制限は全く無くなって、いわゆる一般の宅地化した、という形になります。

で、その後よくある話ですが、誰かがその農家用住宅として建てたその住宅を買った。そこで住む時点で都市計画法上問題があるんですけども、現実には、宅地ですから所有権移転もできて、住むことは現実にはできます。

そこまではいいんですけど、その後老朽化したから建て替えしましょう、ということになって建築確認申請を出したときに、そこは農家住宅しか許可していない。だから農家住宅は都市計画法上の開発許可もいらないわけですからね、取っていないわけです。

そういう宅地でですね、住宅でですね、新たに農家資格の無い人が建て替えすることはできません、ということを経営指導課から指摘されるはずですよ。

で、新たにその人が農家資格を取得して農家住宅を建てる、もしくは何かの案件で改めて開発許可を取り直す、ということ以外は、いくら古くなってもその住宅で住み続ける以外にはないと。その人に限ってはですね。そういう状態になります。

で、農業委員会で何か追跡調査をしているかということですけども、農業委員会は、転用確認が出ていない案件については2年後に御存知のとおり、毎年追跡調査をしております。ですから、許可目的通りになるかならんか、そこまでは当然追跡しますが、その後は農地法の制限が及ばないわけですから、それ以上のことは現実にはしておりません。

後のことは、松山市で言えば建築指導課が所管する都市計画法、建築基準法の制限によって管理がされていく宅地であるというふうに理解をしておるわけでございます。以上です。

松下長生委員

はい、わかりました。

渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。松下委員、それでよろしいですか。
松下長生委員	はい。
渡部泰明会長	<p>はい、それでは他に無いようでしたら本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分であります。このうち、2番、8番、9番は第1種農地でありますので、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、その他につきましては直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p>
渡部泰明会長	次に、議案第8号、「平成30年度第2号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
片山剛主査	<p>誠に恐れ入りますが、御審議いただく前に議案の訂正をお願いいたします。</p> <p>19ページの番号12については、松山市から取り下げの申し出がありましたので、削除していただきますようお願い申し上げます。また、削除に伴い、目次、表紙の裏の頁なんですが、番号8、平成30年度第2号農用地利用集積計画の件数を49件、田の筆数を128筆、合計の筆数を142筆、面積を12万2,003平米に訂正していただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件50件の内、賃借権の設定は8件、使用貸借権の設定は40件、所有権の移転は2件で、設定総面積は、12万2,003平米です。</p> <p>その内訳は、新規が16筆、更新が117筆、再設定が6筆、転貸が1筆、売買が2筆となっています。</p> <p>なお、今回から新規及び再設定については、内容を御説明させていただきますが、更新について前回の貸借期間と内容に変更が無い場合は、議案書に記載のとおりとして説明を割愛させていただきますので、御了承願います。</p>

また、案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきますので、速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

番号1の譲受人は、約53アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

20ページの番号13から番号15の譲受人は、約39アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

24ページの番号25の譲受人は、約287アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して貸借権を設定するものに加え、新たに貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号26の譲受人は、約919アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

25ページの番号29と26ページの番号30の譲受人は、約1,507アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して使用貸借権を設定するものに加え、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

28ページの番号36の譲受人は、約102アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

30ページの番号41の譲受人は、約67アールを耕作する農業者で、使用貸借権を再設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号42の譲受人は、約55アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

31ページの番号43と番号44の譲受人は、約59アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定することにより、経営規模を拡大するとしています。

番号45の譲受人は、約110アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号46の譲受人は、約37アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

32ページの番号48の譲受人は、約148アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。なお、農地は、内歩で利用するものです。

33ページの番号49の譲受人は、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大す

	<p>るとしています。</p> <p>番号 50 の譲受人は、農業用施設用地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>なお、この農業用施設用地については、農業経営基盤強化促進法第 4 条第 1 項第 3 号に利用権設定等促進事業の対象となる土地として規定されています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 30 年 5 月 15 日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 8 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 9 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部 純三 主幹	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 30 年 3 月 26 日～平成 30 年 4 月 25 日に専決処理した案件は 10 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 10 件につきましては、いずれも適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p>

<p>渡部泰明会長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第9号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に議案第10号、「松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について」議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、申出者から今後長期にわたり農地として利用するため、農用地区域に編入してほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>1番、本件申出地周辺は、樹園地の多い農用地区域内農地で、この度、県営農地中間管理機構関連農地整備事業が実施されることになりましたが、本事業は、基盤整備を実施し、農地の集団化と農作業の効率化を図り、果樹又は野菜の生産団地を形成し、中間管理事業を利用した担い手への利用集積を図るものであり、今回、申出地を農用地区域へ編入し、当該事業地の集団化、整形化を図るとともに、将来に向けた優良農地を形成したいとしております。</p> <p>以上、農用地区域への編入に係る計画変更は適当と思われませんが、意見の決定をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 10 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御意見、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に議案第 11 号、「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、平成 29 年 11 月 7 日に市長部局である松山市農林水産課が農業委員会に対し、松山市北梅本町の 5 筆の土地について、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査において、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断が必要な土地として、農地か否かの判断を求めてきたことから、平成 29 年 11 月 10 日に開催した第 163 回総会と同月 17 日に開催した臨時総会におきまして、農業委員も参加して各種資料による現地の状況確認及び判断基準の確認を行った案件でございます。</p> <p>その結果、議案に記載されていた 5 筆の内、4 筆は全会一致で「農地」と判断し、他の 1 筆は、多数の賛成により「非農地」と判断し、その旨を農林水産課へ回答するとともに「非農地」と判断した土地については、所有者、愛媛県、法務局に通知いたしました。</p> <p>その後の平成 29 年 12 月 8 日に開催した第 164 回総会では、所有者、愛媛県、松山法務局に通知したことについての報告と併せて、所有者が法務局への当該土地の地目変更申請を行ったこと、また、それに基づいて法務局から農業委員会へ文書による照会があったため、農業委員会は、総会の判断通りに回答したことを報告しました。</p>

	<p>なお、平成 30 年 4 月 13 日現在においても、「非農地」と判断した土地を含めた 5 筆とも法務局での地目変更はされていません。</p> <p>そのような中、「農地」と判断された土地の所有者は、いまだその決定に納得せず、農地と判断された当該土地については、耕作放棄地状態であり、全て「非農地」であるとの主張を続けており、松山市農林水産課に対して当該土地の再調査を求める申し立てを行いました。</p> <p>松山市農林水産課としても、完全に再調査を拒む法律や基準等はなく、所有者や地元関係者からの「農地」と判断された土地が耕作放棄状態である旨の申し出もあることから、農業委員会へ農地か否かの判断を再度求めてきたものです。</p> <p>なお、参考資料として、市長から農業委員会会長宛ての再依頼の文書の写し、平成 30 年 4 月 27 日に事務局で現地調査した際の写真、農林水産省が作成した判断基準となる荒廃農地の区分を記載した資料を御手元にお配りしております。</p> <p>以上の状況で農業委員会は、松山市農林水産課へ再度回答をしなければなりません。すでに総会で「農地」とであると判断済みの本件について、どのように処理するか、御協議並びに御判断をお願いします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方からこの第 11 号議案に関するこれまでの経過、昨年 11 月から今日までの経過を説明いたしました。</p> <p>なお、皆様方のお手元に、いま説明した中身、市長から農業委員会へ宛てた再依頼の文書、あるいは現地の写真等がお手元に配られております。まだ日も経っていないから記憶にも新しいことかと思えますけれども、地元の農業委員、このことに関して何か。</p>
宮内 祥二郎 委員	はい。
渡部 泰明 会長	はい、宮内委員。

宮内祥二郎委員	<p>この案件につきましては、国が農地か非農地かを示した資料と、直近の現在の写真を見ていただくとわかると思いますが、昨年11月の総会で、農地か否かの判断をした時から現在に至るまで、国が示した非農地と判断できる状態まで荒廃が進んでいないと言えますので、よって、今回も農地と回答せざるを得ないと思っております。以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。他に、委員の方々、御意見等ございますか。</p> <p>〔発言なし〕</p>
渡部泰明会長	<p>無いようでしたら、いま、地元委員からも説明がありましたけれども、昨年の11月から今日までまだ、時間的な経過も経っていない。そして、現地も大きな変更はない。</p> <p>そして昨年の11月17日の臨時総会で、総会議決されたことを踏まえて、今回、前回同様の回答、いわゆる4筆については農地である旨の回答をすることについて、委員の方々、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、そのような回答をさせていただきたいと思えます。</p> <p>以上で本日提出議案の審議は全て終了いたしました。その他について委員の方々、御意見等ございましたら、発言をお願いしたらと思えます。</p>
松下長生委員	<p>すみません。</p>



渡部泰明会長	はい、松下委員。
松下長生委員	<p>先ほどの農地、非農地のことですが、農業委員の意見どおりならば、そのとおりでと思います。</p> <p>この前の堀江町のバイパスのすぐはたにある所の農地、非農地の問題で審議してくださいとお願いした経緯だったんですが、その時は現地見なくてもわかっると、ということで挙手についてもいろんな問題があったと思いますが、決して蒸し返すわけで言っているわけではないんですが、役員だけで堀江の農地の方に、私とそれから、役員だけで現地に行きたいということがありました。</p> <p>あの、役員の方が来られても、農業委員に判断してもらうために私の方が主張した問題であって、そのあたりのところについては何か、せめて出席してくれる農業委員だけでもいいからその現状を見ていただくことについて、なぜ役員のみが私と農業委員と推進委員との出席のもとにそのような形の連絡があったのか。</p> <p>私は拒否しましたが、なぜそういう形のことがあったのか説明いただけませんか。ちょっと言いたくなかったんですけどすみません。いまの問題がありましたので。</p>
渡部泰明会長	<p>いまの松下委員の件について御説明いたしますと、確かに現地をもう一度見ようと、再確認しようと役員で現地を見させていただきました。そして、その際に地元の農業委員として、松下委員にも御足労願いたいということで連絡いたしましたけれども、いま言っておったようなことで出席していただけなかったんですけども、今後こういうふうなケースが出てきたときには、いろんなケースがあろうかと思えますけれども、そのケースを考えながら皆さんと相談して、よりいい進め方をしていきたいと思しますので、御了解をいただいたらと思います。</p>
松下長生委員	すみません。
渡部泰明会長	はい。

<p>松下長生委員</p>	<p>委員長、それは答えになってないと思うんですけどね。要するに梅本の場合は、ああいう答えで、農業委員も認められておる問題ですが、なぜ全員で、あれ挙手するときにも当初、賛成と反対との両方との挙手を求めなかったでしょ、委員長は。10対10になったうえで委員長の判断を、最終的に時間を置いたうえでこのような形になったと思うんですけど。</p> <p>これ地方自治法でも農業委員長の進行の仕方が間違えていますよ。一方で農地についてというのが7人だったんですけど、その時に非農地については手を挙げさせなかったんですが、それから時間を置いたうえでもう一回挙手をしたら10対10になって、委員長の判断で農地ということになったと記憶していますが、なぜ、そんなに拮抗しておるものを現地に行かないで、役員だけで行こうということになったんですか。</p> <p>そこのところの核心をちゃんと農業委員に伝えとかないと、今後も役員だけで行くのか、それとも実際に判断をいただく農業委員に行っていくのか、そのへんのところについては、ちゃんとした意見を伝えてほしいんですが、委員長お願いします。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、いま松下委員のお話しなんですけれども、確かにあの当日、進め方がまずかったかもわかりません。それはもう松下委員にお許しをいただきたいと思います。</p> <p>なお、今後につきましてはですね、いま愛媛県下でもこの耕作放棄地に対するいろんなケースが出てきておるようですので、松山も第二番目、第三番目が出てくる可能性もまだ考えられますので、この耕作放棄地に対する扱い、これは十分我々も今後勉強もし、どういうふうな形で今後進めていくのか。いま言っていたように、役員だけで現地を確認で終わらせるのか含めてですね、今後の参考にしたいと思いますので、今回のケースはお許しをいただいたらと思います。</p> <p>松下委員、それでよろしいですか。</p>
<p>松下長生委員</p>	<p>勘弁しろってということなら仕方ないですけど。農地を持っておる人は大変ですよ ね。</p>

渡部泰明会長	はい。
松下長生委員	バイパスの買収で、買収した所の残地ですからね、あそこは。乙番で山林ですから。地目は。
渡部泰明会長	はい、それでは事務局、ほかに連絡事項等ございませんか。
片山剛主査	<p>はい、事務局から報告事項がございます。皆様のお手元にお配りしている先月の第168回総会の議案書の「平成30年度第1号農用地利用集積計画」の一部を抜粋した、横に変更事項を書いている一枚物のA4の用紙があると思うんですけども、それを御覧いただいたらと思います。</p> <p>先月の総会では、合計102件の利用権設定について御承認いただきました。こちらの一覧表に記載している番号51、番号93、番号94については、平成30年5月1日から平成33年4月30日までの間、使用貸借権と賃借権を設定して更新する旨の農用地利用集積計画を御承認いただき、総会終了後の平成30年4月17日に松山市が公告いたしました。</p> <p>その後、事務局では、公告後に農地台帳システムに貸し借りの情報を入力するため、農家世帯のデータと住民票のデータを突合したところ、番号51は、貸し手が平成30年3月28日に死亡し、番号93と番号94は、借り手が平成30年3月27日に死亡していることが判明しました。</p> <p>よって、既に松山市の公告は完了していますが、番号51と、番号93、番号94のいずれも公告日より前に死亡していることから、農業経営基盤強化促進法による貸し借りについては、平成30年4月30日までで終了し、耕作権が所有者に戻ります。</p> <p>平成30年5月1日からの貸し借りは無効となり、利用権設定の件数、筆数、面積は、一覧表の上の議案書の変更部分に記載しているとおり、3件減り、99件、筆数は、田が222筆で、18万2,281平米、畑が3筆で、1,955平米となったことから、合計225筆、18万4,236平米に変更となりました。</p>

	<p>なお、御健在である番号 51 の借り手と番号 93 と番号 94 の貸し手には、上記のとおり 5 月 1 日からの貸し借りが無効であることを既に事務局からお伝えいたしました。</p> <p>そこで、本日、委員の皆様にも貸し借りの無効についての報告をさせていただきました。以上です。</p>
渡部 泰明 会長	はい、他に。
渡部 純三 主幹	<p>すみません、毎年のことなんですけれども、別段面積の検討資料を今回 3 枚配布させていただいております。別段面積の御検討を願ったらと思うんですけれども、まず、下限面積の別段面積につきまして、御説明させていただきます。</p> <p>いわゆる耕作のために農地の所有権・賃借権・使用貸借権等の権利を取得又は設定をしようとする場合、いわゆる農地法第 3 条許可申請をする場合のことでございますが、許可後において一定面積以上の耕作面積に達しなくてはならない面積のことでございます。</p> <p>また、平成 26 年 4 月より松山市農業委員会では下限面積を 30 アールに変更しております。この下限面積につきましては、農林水産省経営局長通知により、農業委員会は毎年、別段面積の設定または修正の必要性について検討することとなっております。</p> <p>この別段面積を修正するための基準を御説明いたしますと、3 枚目の農地法施行規則をご覧ください。第 17 条第 1 項第 2 号では、面積の単位はアールとし、10 アール以上であること。また、第 3 号では、設定した面積未満の農家世帯が 40% を下らないようにすべきである。また、第 2 項第 2 号では、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れが無いようにすべきと記載されています。</p> <p>それでは先ほどの別段面積資料の 1 枚目を見ていただいたらと思います。まず表 1 と表 2 は、直近 5 年分の 3 条許可実績を集約したものでございます。上から平成 29 年度、28 年度、27 年度となっておりまして、一番下は、下限面積を変更する前の平成 25 年度分となります。</p>

まず、左側の表1でございますが、以前の許可基準、50アールのときには許可にならなかったもので、下限面積を下げたことにより新たに許可になってきた案件でございます。

29年度につきましては、新規農業者が増加し、筆数・面積・件数等ともに増加傾向となっております。

次に右側の表2でございますが、権利別の過去5年度分の3条許可処理状況でございます。

26年度は、下限面積を変更して最初の年で、25年度と比較いたしましても、面積・件数も大きく伸びています。27年、28年と面積は減ったんですけれども、件数はやや落ち着いた感じということで、29年度は、件数こそ減ってきておるんですけれども、面積は増加の傾向が見受けられます。

下限面積を変更して4年経過いたしました。新規農業者は、若干ではありますが、増加の傾向が見受けられます。また、3条許可処理状況からは、比較的小さい面積の農地の移動が増加しているように見受けられます。

下限面積を30アールに引き下げたことによる効果といたしましては、農地の流動化、新規農業者の育成、農業者の負担軽減に効果があったように思われます。

次に、設定した面積未滿の農家世帯が40%を下らないようにすべきであるということについては、1枚目の裏側の表3をご覧ください。計算上では20アールまで下げることが数字からは読み取れています。

次に2枚目でございますが、県内の別段面積の設定状況でございます。県内で比較するのも広すぎますので、近隣市町に昨日、お電話で確認をさせていただきました。

東温市、松前町、砥部町、伊予市については変更無く50アールで、今治市は変更無く30アールでございました。今後の変更予定についてお伺いしたんですけれども、砥部町では今後、検討が必要かなというニュアンスではあったんですが、まだそこまでは至っていないということで、今のところ変更の予定は無いとのことでした。

なお、昨年6月に開催されました松山市議会で、空き家対策やUターン対策も含めて、農地付きの空き家を取得する場合に、特例で下限面積を下げてはどうか。という質問がございました。委員の皆様も農業新聞等にも時々記事が載っており、御覧になったことがあると思いますが、この質問に対する当時の会長答弁は、

	<p>今後、市長部局と協議をし、事例を参考に、調査・研究をしていきたいと考えています。と、答弁しています。</p> <p>愛媛県内では現在、大洲市がこれらの農地付きの空き家というのを実施されているんですけども、これは、先日、亡くなられました市長からのトップダウンで実施をされたそうでございます。空き家バンクに登録しているおうちであれば、大洲市内、海でも山でも、どこの農地でも離れとつてもかまんですよ、というやり方でございます。事例としては、あまり参考にならないかと思われます。</p> <p>今後、市長部局からの協力依頼も想定され、空き家バンク制度や、都市計画法との関係、他市の事例等について調査、研究が必要であろうと思われます。</p> <p>今回、このような状況の中で、今年度においてさらに下限面積の変更をするかどうかの御検討をお願いできたらと思います。よろしく願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方からこの下限面積についての県内の状況であるとか、県内近隣の市における動き等、説明がありました。</p> <p>松山市、御承知のように30アールで決定をしておりますけれども、このことについて、委員の皆様方の御意見等、お伺いをいたします。</p> <p>30アールについて、このまま継続するのか、見直しをするのか、委員の方々、御意見ございませんか。</p> <p>〔「現状で」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>いま、「現状で」という御意見がありましたけれども、松山市は現状で30アールということによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部 泰明 会長	はい、ではそのように決定をさせていただきます。事務局もうないですか、ほかに。
若江 俊二 局長	<p>次回の総会の日程をお知らせします。今回は5月24日の木曜日で、市役所11階大会議室で行います。総会の後に、いよてつ会館で意見交換会も実施しますので、御出席を予定されている委員の皆様は、公共交通機関の御利用をお願いします。</p> <p>また、6月の総会は11日、月曜日の予定で、会場はこの場所になっています。よろしく願いいたします。以上です。</p>
渡部 泰明 会長	はい、ありがとうございました。それでは本日の総会を閉会といたします。
若江 俊二 局長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前11時50分閉会